

株 主 各 位

神戸市中央区明石町47番地
(本社事務所 大阪市中央区瓦町三丁目3番10号)

日本毛織株式会社
代表取締役 佐藤 光由
社長

第181回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第181回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年2月23日(木曜日)午後5時55分までに到着するよう、折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年2月24日(金曜日)午前10時
2. 場 所 神戸市中央区下山手通四丁目16番3号 兵庫県民会館 11階ホール
3. 目的事項
報告事項
 - 1 第181期(平成22年12月1日から平成23年11月30日まで)事業報告、連結計算書類ならびに計算書類報告の件
 - 2 会計監査人および監査役会の第181期(平成22年12月1日から平成23年11月30日まで)連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案
- 第2号議案
- 第3号議案
- 第4号議案
- 第5号議案
- 第6号議案

剰余金の処分の件
定款一部変更の件
取締役8名選任の件
監査役3名選任の件
補欠監査役1名予選の件
当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続導入の件

4. その他本招集に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては法令および当社定款第17条の規定に基づきまして、当社ホームページ(<http://www.nikke.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正する必要があるが生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ(<http://www.nikke.co.jp>)において掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

(平成22年12月1日から
平成23年11月30日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における経済環境は、昨年3月11日に発生した東日本大震災の影響により厳しい状況が続いたものの、サプライチェーンの立て直しや各種の政策効果などを背景に、緩やかにではあるものの持ち直しの傾向が見られました。しかしながら、電力供給の制約や原子力災害の影響、欧州の政府債務危機などを背景とした海外景気の下振れや為替レートと株価の変動、タイの洪水の影響などに加え、以前から続くデフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念という景気を下押しするリスクが存在し、景気の先行きは不透明な状態で推移しました。

このような情勢のなか、当社グループは「ニッケグループ中長期ビジョン（NN120ビジョン）」の実現に向けて「NN120第1次（2009～2011）中期経営計画」を策定し、経営の基本戦略が共通する6事業領域・全方位で、限定せず、内向きにならず、外に向かうという方針のもと、生産性向上を最優先課題とし、顧客志向の仕組みづくり・新しい事業価値の創出・業務の効率化に取り組んでまいりました。

特に、衣料繊維事業においては、前期から引き続き商品開発体制と生産体制の強化・効率化を目的に生産拠点の再構築を推し進め、コミュニティサービス事業においては社会の要請に応えるべく介護事業の規模を着々と広げ、新たに認知症デイサービスを開始いたしました。また生活流通事業においては、収益の向上を目指し積極的に新規事業を実施いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、連結売上高は876億円強（前期848億円余）、連結経常利益は49億円強（前期47億円余）、連結当期純利益は31億円余（前期21億円強）となりました。

事業の種類別セグメントの概況は以下のとおりです。

＜衣料繊維事業＞

「衣料繊維事業」は、ウール（天然繊維）を主素材とした衣料用の素材・商品の開発・製造・卸売りを行っております。

売糸は、販売数量が前期を若干下回ったものの原毛価格が相対的に高値で推移したため販売単価が前期を上回り、増収となりました。

学校向け制服素材は、景況悪化の影響があるものの、流通段階の在庫調整が一巡したこともあって平成24年商戦向けの出荷が好調に推移し、増収となりました。

官公庁向け制服素材は、予算削減という厳しい環境を受け、減収となりました。

一般企業向け制服素材は、高機能素材が市場で評価され大口物件の受注に結びつき、増収となりました。

一般衣料向け素材は、高付加価値素材の受注増と新規顧客向けの販売増が貢献し、増収となりました。

海外向け事業は、北米向けを中心に大幅な増収となりました。欧州向けでは当社ブランドの認知度が高まり、高級ブランド向けに販売が順調に推移しました。

以上の結果、衣料繊維事業の当連結会計年度の売上高は394億円弱となりました。

＜資材事業＞

「資材事業」は、ウールから化繊、糸から紐・フェルト・不織布・カーペットまでの開発・製造・卸売りを行っております。

産業用資材は、フェルトが楽器用途向けに堅調に推移しましたが、不織布および糸・紐は震災の影響による自動車（車輛）の減産と、地デジ対応の一巡によるテレビの不振がともに大きく影響し、減収となりました。

カーペットは、家庭用途向け・業務用途向けともに軟調で、減収となりました。

生活用資材は、震災の影響が大きかった国内ラケットスポーツ用品に加え、海外OEMも不振で、減収となりました。釣糸は、夏以降ほぼ前期並みまで回復しましたが、米国向けOEMの不振が響き、減収となりました。

以上の結果、資材事業の当連結会計年度の売上高は136億円弱となりました。

＜エンジニアリング事業＞

「エンジニアリング事業」は、産業向け機械、電子・電気計測器、および制御装置の設計・製造・販売を行っております。

産業向け機械は、受注が回復基調にあるも出遅れが響き、減収となりました。

電源・計測器は、代理店・学校などへの地道な営業活動に努めましたが、売上げに寄与するには至らず、減収となりました。

画像検査機は、3次元検査装置が市場で評価され、増収となりました。

以上の結果、エンジニアリング事業の当連結会計年度の売上高は53億円となりました。

＜開発事業＞

「開発事業」は、ショッピングセンターなど商業施設の開発・賃貸・運営、住宅などの建設・販売、不動産管理など、「街づくり」を主眼とした地域共生型の不動産開発を行っております。

商業施設運営事業は、「ニッケコルトンプラザ」（千葉県市川市）で節電避暑地の指定を受け、また、「ニッケパークタウン」（兵庫県加古川市）でも納税申告相談会場を提供するなど集客に努めてまいりました。しかし、消費低迷により来客者数が減少し、既存店の賃料減額、空き区画の継続なども影響し、減収となりました。

不動産事業は、依然として既存テナントの撤退および賃料引下げ要請などの影響を受けておりますが、平成22年度11月に取得した賃貸マンション（大阪府吹田市）の収益などが寄与し、増収となりました。

以上の結果、開発事業の当連結会計年度の売上高は77億円弱となりました。

＜コミュニティサービス事業＞

「コミュニティサービス事業」は、ゴルフコース・練習場、テニススクール、乗馬クラブなどのスポーツ施設や介護施設、カラオケなどのアミューズメント施設、携帯電話販売ショップやアイスクリームショップ、キッズランド施設（屋内型会員制幼児遊戯施設）、レンタルビデオショップなどの拠点開発による地域ニーズに対応した商品・サービスの提供を行っております。

スポーツ事業は、インドアテニススクールで、平成22年12月に「ニッケテニスドーム小豆沢」（東京都板橋区）が新規に開校したことや、当期よりゴルフ練習場・インドアテニス・バッティングセンターを営む㈱ニッケコルトンサービスがコミュニティサービス事業部に加わったことにより、増収となりました。

介護事業は、デイサービス事業・小規模居宅介護事業ともに利用者が順調に伸びたことに加え、新しくオープンした認知症デイサービスの利用者が順調に増加したことにより、増収となりました。

アミューズメント事業は、個人消費の冷え込みが厳しく、減収となりました。

携帯電話販売事業は、スマートフォン市場が急速に拡大し販売台数が伸びたことにより、増収となりました。

キッズランド事業は、東日本大震災により「ニックピュアハートキッズランドイオンモール名取」（宮城県名取市）が一時休業を余儀なくされましたが、7月に新たに「ニックピュアハートキッズランドアルパーク広島」（広島市西区）をオープンしたこともあり、増収となりました。

平成22年4月より開始したビデオレンタル事業は、積極的な新規出店などが寄与し、増収となりました。

以上の結果、コミュニティサービス事業の当連結会計年度の売上高は164億円弱となりました。

<生活流通事業>

「生活流通事業」は、寝装品・メンズ/レディースのイージーオーダー・手編毛糸の販売、馬具・乗馬用品の製造販売および各種商品の貿易代行業務、ペット用品の製造販売・ペットフードの輸入販売、100円ショップ向け卸売業、荷役・物流作業など、主に消費財を対象とした流通・小売を行っております。

寝装品は、百貨店・ギフト向けなどが低調であったものの、震災以降に災害救助毛布の需要が急増したことにより、増収となりました。

イージーオーダーは、節電（クールビズ）の浸透でスーツの需要が落ち込み、減収となりました。

手編毛糸は、震災以降の講習会の中止などで、減収となりました。

馬具・乗馬用品は、主力販売先への売上げが伸び悩み、減収となりました。

貿易代行業務は、新規取引が売上げに貢献しました。

ペット用品は、顧客の買い控えに加え、他社との競争が一段と激しくなり、減収となりました。また、ペットフードも、顧客の低価格志向が止まらず、減収となりました。

当第3四半期からの新規事業である100円ショップ向け卸売業は、売上げに貢献しました。

以上の結果、生活流通事業の当連結会計年度の売上高は53億円余となりました。

事業の種類別セグメントの売上高推移は下表のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	第 178 期 (平成20年度)
織 維 事 業	63,482
非 織 維 事 業	38,192
合 計	101,674

(単位：百万円)

区 分	第 179 期 (平成21年度)	第 180 期 (平成22年度)	第 181 期 (平成23年度:当連結会計年度)
衣 料 織 維 事 業	40,835	37,975	39,387
資 材 事 業	13,330	15,062	13,585
エンジニアリング事業	4,514	5,825	5,304
開 発 事 業	7,822	8,438	7,683
コミュニティサービス事業	11,256	12,749	16,386
生 活 流 通 事 業	4,773	4,779	5,312
合 計	82,534	84,831	87,659

(注) 第178期まで、事業区分を「繊維事業」、「非繊維事業」の2セグメントとしておりましたが、第179期より経営の基本戦略が共通する「衣料繊維事業」、「資材事業」、「エンジニアリング事業」、「開発事業」、「コミュニティサービス事業」、「生活流通事業」の6セグメントに変更しております。

2. 設備投資、資金調達の状況

衣料繊維事業では、国内において紡績・染色整理工程を中心に生産性および品質向上を目的とした設備投資を実施しました。

資材事業では、生産設備の新規導入や更新を実施しました。

開発事業では、賃貸用不動産を中心に設備の更新を実施しました。

コミュニティサービス事業では、新規店舗出店などの設備投資を実施しました。

なお、これらの投資にかかる資金は自己資金でまかないました。

当連結会計年度は、特別な資金調達は行っておりません。

3. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

重要な該当事項はありません。

4. 他の会社の事業の譲受けの状況

重要な該当事項はありません。

5. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

重要な該当事項はありません。

6. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分
の状況

重要な該当事項はありません。

7. 財産および損益の状況の推移

区 分	第 178 期 (平成20年度)	第 179 期 (平成21年度)	第 180 期 (平成22年度)	第 181 期 (平成23年度:当連結会計年度)
売 上 高	101,674	82,534	84,831	87,659
経 常 利 益	6,945	2,451	4,733	4,942
当 期 純 利 益	4,035	797	2,148	3,102
1株当たり当期純利益	49円22銭	9円90銭	26円81銭	40円13銭
総 資 産	126,642	116,962	113,021	111,392
純 資 産	71,538	69,875	68,998	67,642
1株当たり純資産額	870円77銭	854円35銭	863円44銭	879円84銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。

8. 対処すべき課題

当社グループは「ニッケグループ中長期ビジョン（NN120ビジョン）」の実現に向けて「NN120第1次（2009～2011）中期経営計画」を策定し、持続的な成長を図りながら2011年度には2008年度の実績を上回ることを目標に諸施策を実行してまいりました。しかしながら、リーマンショックと東日本大震災の影響が甚大であったことにより、結果は未達成となりました。2012年度は、第1次中期経営計画3カ年の実績をしっかりと検証し、次期中期経営計画（2013～2015）の足掛かりを確固たるものとすべく、以下の施策を実行してまいります。

<衣料繊維事業>

前年度来の原料価格高騰による大幅なコストアップへの対応策が急務です。加えて、製造拠点の統合集約による開発提案力の強化と開発リードタイムの短縮を図るとともに、積極的な海外事業展開など、新たなビジネスチャンスへの戦略的取組みを強化します。

<資材事業>

円高による国内産業の空洞化など、産業資材分野を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっております。固有性と優位性のある商品開発を推進するとともに、海外事業展開、他社とのコラボレーション、更にはM&A戦略により、積極的な事業拡大を図ります。

<エンジニアリング事業>

国内設備投資が緩やかな持ち直し基調を示しつつある中で、産業向け機械分野においては国内産業の空洞化（海外移転）が懸念されます。生産性向上に取り組む、製造販売体制の再構築や海外事業の積極展開を図るとともに、新技術・新商品開発の推進、M&Aなどによる事業拡大も進めていきます。

<開発事業>

長引く景気低迷の中、商業施設運営事業での入館者数と売上げの確保や、不動産事業での稼働率と賃料収入の堅持を図るため、取り組み先との関係を強化し資産価値の向上を目指します。また、PM（不動産運営管理）業務やBM（ビルメンテナンス管理）業務の新規受託に注力すると同時に、徹底した節電等の省エネ対策も推進します。

<コミュニティサービス事業>

顧客へのサービス活動を通じた収益拡大と地域貢献を追求するため、ソフト・ハード両面でのサービス強化による「圧倒的地域一番店」戦略を推進するとともに、成長力が見込まれる分野への積極的な事業展開に注力します。

<生活流通事業>

円高の影響で輸出事業の落込みが避けられない中、輸入および国内販売に力点を置いて、独自の商品力・ブランド力・流通力を活かした新商品開発と新規事業開拓を通じて、事業規模の維持拡大を図ります。

激変する環境において、加速するグローバル化に対応しながら、ニッケグループの持つ強みを最大限に発揮すべく、活力あるグループ経営機能の強化と人材育成を推進し、上記施策の実現に向けて全力を挙げてまいります。6事業領域・全方位で、限定せず、内向きにならず、外に向かうという方針のもと、生産性向上への取組みを更に強化し、顧客志向の仕組みづくり・新しい事業価値の創出・業務の効率化に取り組んでまいります。

また、企業価値を高め、持続的な成長を図り、経営の健全性と透明性を確保するために、コーポレートガバナンス体制の強化と内部統制システムの適切な運用に注力するとともに、コンプライアンス、リスク管理、環境活動、社会地域貢献などに引き続き積極的に取り組み、企業の社会的責任を果たしてまいります。

9. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ナカヒロ	100百万円	62.4%	衣料用素材・商品の販売 および不動産の賃貸
アカツキ商事株式会社	50	100.0	衣料用素材・商品の販売
佐藤産業株式会社	95	50.1	同 上
大成毛織株式会社	30	100.0	毛織物製造
株式会社中日毛織	10	100.0	同 上
青島日毛織物有限公司	3.7百万米ドル	86.5	同 上
江陰日毛紡績有限公司	12	90.0	毛糸製造
アンピック株式会社	100百万円	100.0	不織布・フェルトの製造販売
株式会社ゴーセン	100	100.0	スポーツ用品・釣糸・ 産業資材の製造販売
株式会社ニッケ機械製作所	50	100.0	産業向け 機械の製造販売
株式会社ニッケテクノシステム	50	100.0	電子・電気計測器の製造販売
ニッケ不動産株式会社	30	100.0	建設・不動産
株式会社ニッケレジャーサービス	10	100.0	スポーツ関連事業
ニッケオーディオSAD株式会社	60	100.0	フランチャイズ事業・ キッズランド事業
株式会社ニッケ・ケアサービス	10	100.0	介護事業
ニッケ商事株式会社	35	100.0	寝装品・手編毛糸・ イージーオーダーの販売
双洋貿易株式会社	10	100.0	馬具・乗馬用品の製造 販売および貿易代行
ニッケペットケア株式会社	10	100.0	ペット用品の製造・販売および ペットフードの輸入販売

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社18社を含め40社であり、持分法適用会社は3社であります。

10. 主要な事業内容

事業	主要商品または施設名
衣料繊維事業	
毛糸	梳毛糸（織糸・ニット糸）、紡毛糸
毛織物	制服素材（学校向け・官公庁向け・一般企業向け）、 メンズ・レディース向け素材、受託整理加工
衣料製品	スクールセーター、フォーマルスーツ
資材事業	不織布、プレスフェルト、ハンマーフェルト、工業用絨、カーペット、 テニスサーフェス、スポーツ用品、釣糸、その他産業用資材・生活用資材
エンジニアリング事業	産業向け機械、電子・電気計測器、画像検査機
開発事業	
商業施設運営	ショッピングセンター（ニッケパークタウン、ニッケコルトンプラザ）
不動産	賃貸、管理、建設、販売
コミュニティサービス事業	
スポーツ	ゴルフコース・練習場、乗馬クラブ、テニススクール、パッティングセンター
介護	介護サービス
通信	携帯電話販売
アミューズメント	ボウリング場、カラオケ、飲食
その他事業	ビデオレンタル事業、アイスクリーム事業、キッズランド事業
生活流通事業	
寝装品	毛布、ふとん
手編糸	手編毛糸
乗馬用品	乗馬用品
ペット用品	ペット用品、ペットフード
その他事業	100円ショップ向け卸売、荷役・物流作業

11. 主要な営業所および工場

(1) 当社

- ① 営業所 本店 (神戸市中央区) 東京支社 (東京都中央区)
 本社事務所 (大阪市中央区)
- ② 工場 印南工場 (兵庫県加古川市) 岐阜工場 (岐阜県各務原市)
 一宮第1・第2事業所 (愛知県一宮市)
- ③ 商業施設 ニッケパークタウン (兵庫県加古川市)
 ニッケコルトンプラザ (千葉県市川市)

(2) 子会社

- 株式会社ナカヒロ (大阪市中央区)
 アカツキ商事株式会社 (東京都墨田区)
 アンビック株式会社 (兵庫県姫路市)
 株式会社ゴーセン (大阪市中央区)

12. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,466名	417名増

(注) 従業員数は就業人員であり、雇用期間の定めのある者(期中平均943名)は含んでおりません。

13. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	2,807 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,685
株式会社みずほコーポレート銀行	2,139
株式会社みずほ銀行	1,895

II 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項（平成23年11月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 192,796,000株
- (2) 発行済株式の総数 88,478,858株
- (3) 株主数 9,252名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	7,144千株	9.41%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,876	5.10
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,728	4.91
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	3,728	4.91
日 清 紡 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	2,763	3.63
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,183	2.87
帝 人 株 式 会 社	2,105	2.77
株 式 会 社 竹 中 工 務 店	2,000	2.63
株 式 会 社 損 害 保 険 ジ ャ パ ン	1,690	2.22
ニ ッ ケ 従 業 員 持 株 会	1,665	2.19

(注) 持株比率については、自己株式数（12,567,751株）を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

取締役会決議に基づき当事業年度中に取得した自己株式

- ・普通株式 3,000,000株
- ・取得価額の総額 2,091,660,000円
- ・取得理由

資本効率の向上および経済情勢の変化に対応した機動的な経営諸施策を実行するため。

2. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における取締役、その他役員の保有する新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権などに関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
※ 取締役社長	佐藤 光 由	社長執行役員
取 締 役	瀬野 三 郎	常務執行役員、社長補佐 第1経営戦略センター長兼経営企画室長
取 締 役	栗原 信 邦	常務執行役員 第2経営戦略センター長兼人財戦略室長
○ 取 締 役	藤原 典	常務執行役員 資材事業本部長兼インテリアカンパニー長兼 エンジニアリング事業部事業部長兼管理部長
取 締 役	雀部 昌 吾	バンドー化学株式会社特別顧問 学校法人神戸薬科大学理事長
○ 取 締 役	竹村 治	
○ 取 締 役	宮武 健次郎	大日本住友製薬株式会社相談役
常勤監査役	松村 博 昭	
○ 常勤監査役	犬伏 康 郎	
監 査 役	大江 眞 幸	
○ 監 査 役	荒尾 幸 三	弁護士(中之島中央法律事務所) 南海電気鉄道株式会社社外監査役 株式会社日本触媒社外監査役

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
 2. ○印は平成23年2月24日開催の第180回定時株主総会において、新たに選任され就任した取締役ならびに監査役であります。
 3. 取締役 犬伏康郎氏、丹羽一彦氏、近藤定男氏、監査役 星田和紘氏は任期満了により、平成23年2月24日開催の第180回定時株主総会終結時をもって退任いたしました。
 4. 取締役会長 降井利光氏は、平成23年10月15日逝去により退任いたしました。
 5. 当事業年度中の取締役の地位および担当等の異動

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
瀬野三郎	取締役、常務執行役員 社 長 補 佐 経営戦略センター長 兼 経 営 企 画 室 長	取締役、常務執行役員 社 長 補 佐 第1経営戦略センター 長兼経営企画室長	平成23年2月24日
栗原信邦	取締役、常務執行役員 衣料繊維事業本部長	取締役、常務執行役員 第2経営戦略センター 長兼人財戦略室長	平成23年2月24日
犬伏康郎	取締役、執行役員 研究開発センター長 兼研究開発センター第 2 研 究 開 発 室 長	常 勤 監 査 役	平成23年2月24日

氏名	異動前	異動後	異動年月日
藤原 典	執行役員 資材事業部長兼インテ リアカンパニー長	取締役、常務執行役員 資材事業本部長兼イン テリアカンパニー長兼 エンジニアリング事業 部事業部長兼管理部長	平成23年2月24日
丹羽一彦	社外取締役	任期満了により退任	平成23年2月24日
近藤定男	社外取締役	任期満了により退任	平成23年2月24日
竹村 治	社外監査役	社外取締役	平成23年2月24日
降井利光	取締役会長 取締役会議長	逝去により退任	平成23年10月15日

- 取締役 雀部昌吾、竹村治、宮武健次郎の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 監査役 大江真幸、荒尾幸三の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 雀部昌吾、竹村治、大江真幸の各氏は、東京証券取引所および大阪証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	人員	報酬等の総額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	11名 (5名)	154百万円 (9百万円)	平成19年2月27日開催の定時株主総会で決議された報酬限度額は取締役年額200百万円以内、監査役年額60百万円以内であります。
監査役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	35百万円 (6百万円)	
合計	17名	189百万円	

- (注) 1. 報酬等の総額には、当事業年度に係る取締役賞与の見込額13百万円を含んでおります。
- 報酬等の総額には、平成23年2月24日開催の第180回定時株主総会終結時をもって任期満了により退任した取締役3名、監査役1名および辞任した監査役1名を含んでおります。なお、監査役 大伏康郎氏は、第180回提示株主総会終結時をもって取締役を退任した後、監査役に就任したため、支給額と員数につきましては、監査役在任期間は監査役に、取締役在任期間は取締役に記載しております。また、取締役 竹村治氏は、第180回提示株主総会終結時をもって監査役を退任した後、取締役に就任したため、支給額と員数につきましては、取締役在任期間は取締役に、監査役在任期間は監査役に記載しております。
 - 平成23年10月15日付で逝去により退任した降井利光氏の取締役報酬も含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先会社名	役職	関係
社外取締役	雀部昌吾	バンドー化学株式会社	特別顧問	—
		学校法人神戸薬科大学	理事長	—
	宮武健次郎	大日本住友製薬株式会社	相談役	—
社外監査役	荒尾幸三	中之島中央法律事務所	弁護士	—
		南海電気鉄道株式会社	社外監査役	—
		株式会社日本触媒	社外監査役	—

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	雀部昌吾	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回出席し、他社での経営経験に基づき発言を行っております。
社外取締役	竹村 治	平成23年2月24日就任後開催の取締役会10回すべてに出席し、他社での経営経験に基づき発言を行っております。
社外取締役	宮武健次郎	平成23年2月24日就任後開催の取締役会10回すべてに出席し、他社での経営経験に基づき発言を行っております。
社外監査役	大江真幸	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、また監査役会12回すべてに出席し、他社での経営経験および監査役の経験に基づき発言を行っております。
社外監査役	荒尾幸三	平成23年2月24日就任後開催の取締役会10回すべてに出席し、また監査役会10回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

大阪監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 35百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の 35百万円

財産上の利益の合計額

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておりませんので、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

Ⅲ 業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を下記のとおり決議し、運用しております。

当社は会社法および会社法施行規則に基づく「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定め、内部統制システムの更なる構築に努めるとともに、社会経済情勢等の変化に対応し、管理体制の継続的な改善と向上を図ります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会規則に取締役会付議・報告基準を制定し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
- (2) 社外取締役を招聘し、取締役会が適法に行われていることを独立的な立場から監督する。
- (3) 代表取締役からの諮問を受け、指名・報酬その他の業務を行う機関として、社外独立者が半数を占める「アドバイザリーボード」を設置する。
- (4) 取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
- (5) 「企業倫理規範」「企業行動基準」を制定し、全取締役はこれを遵守することを誓約するとともに、率先してグループ全体の法令遵守を推進する。
- (6) 「リスク管理委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンスを含めたリスク管理体制を組織する。
- (7) 監査役および内部監査室長を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録については、法令及び「取締役会規則」に則り、保存及び管理する。
- (2) グループ経営会議事録、議案書等の職務執行に係る文書は電磁的媒体に記録し、各文書ごとに閲覧権限を与え、保存及び管理する。
- (3) 取締役の職務執行に係わる情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を制定し、重大な影響を与えるリスクへの即応体制を整備する。

- (2) コンプライアンスリスク、品質・安全リスク、環境・災害リスク、市場リスク、信用リスク、投資リスク、カントリーリスク等の事業リスクの未然防止のため、全社横断的な組織として、「リスク管理委員会」を設置し、それぞれのリスクに対しリスク主管部門が専門的な立場からリスクの未然防止活動を実施する。
- (3) 「リスク管理委員会」の委員長に担当役員を任命し、委員長に任命された担当役員は、重大な影響を与えるリスクの予兆が発生した場合には取締役会に報告する。
- (4) 有事の際には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会において、的確な意思決定ができるよう社外取締役を招聘し、適正な取締役員数をもって構成する。
- (2) 執行役員制度を導入し、監督と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化を図る。
- (3) 代表取締役の業務執行の強化と迅速性を支援するため、執行役員、常勤監査役、各事業部門長及びグループ本社部門長等から構成されたグループ経営会議を毎月2回以上開催する。
- (4) 各事業部門長に執行役員等を任命し、毎月1回以上、事業部門経営会議を開催し、効率的な事業部門運営を行う。
- (5) 全社、事業部門毎に、中期計画、年度計画、月次計画を策定し、毎月グループ経営会議で結果をレビューし、目標達成に向けた諸施策を実行する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「リスク管理委員会」を設置し、委員長に担当役員を任命する。また、「企業倫理規範」「企業行動基準」を定め、全従業員にハンドブックを配布し、全従業員はそれに誓約する。
- (2) 「リスク管理委員会」の下に、グループ本社部門、各事業部門及び各グループ会社に「各リスク管理委員会」を組織し、全従業員に対し周知徹底とモニタリングを行う。
- (3) 監査役および内部監査室長を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。
- (4) 「企業倫理規範」「企業行動基準」を社内イントラネット、当社ホームページに掲載し、社内、一般に公開する。

6. 当社及びそのグループ各社における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ各社は当社各事業部門管理下のもと統制され、経営目標に対し、毎月営業報告を作成し、定期的な経営報告会を通じて結果のレビューを行う。
- (2) 各事業部門からグループ会社に監査役を派遣し、業務の適正を確保するための体制を監査する。
- (3) コンプライアンス体制の強化として、「リスク管理委員会」の下部組織として、「各リスク管理委員会」を組織し、周知徹底を図る。
- (4) 定期的に監査役、内部監査人、会計監査人は、業務監査・会計監査を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役を補助すべき使用人を置くこととする。

8. 前項7の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項7の使用人は、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合は、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。

9. 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び執行役員、使用人、会計監査人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。
- (2) 監査役は取締役会の他、グループ経営会議等重要な会議へ出席し、取締役からの報告を聴取する。また重要な決裁書類等の閲覧をすることができる。
- (3) 代表取締役は監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を受けるなど、監査役との相互認識を深めるよう努めるものとする。
- (4) 全従業員は、社内通報窓口を利用して、直接監査役に内部通報ができる体制とする。

IV 株式会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容の概要

当社は、最終的に会社の財務および事業の方針の決定を支配するのは、株主であると考えています。

そして株主は、資本市場での株式の自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、会社の経営支配権の移転を伴う株式の買付提案に応じるか否かの最終的な判断は、株主に委ねられるべきものと考えています。

しかし、株式の大量取得行為や買付提案の中には、

- ① 株主が適切な判断を行うために必要な情報が十分に提供されない場合
- ② 当社の経営に参加する意思はなく、単に株価を吊り上げて高値で株式を引き取らせる目的の場合
- ③ 知的財産権、ノウハウ、企業秘密、顧客等の当社の財産を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的の場合
- ④ 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的の場合
- ⑤ 不動産や有価証券等の高額資産を処分させ、その利益で一時的な高配当をさせたり、高配当による株価急上昇の際に、株式を高値で売り抜ける目的の場合
- ⑥ 株主の判断の機会または自由を制約し、株式の売却を事実上、強要するおそれがある場合

など、その目的等から当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復し難い損害をもたらすと判断される場合があることが想定されます。

当社は、このような行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

したがって、そのような行為に対しては、当社取締役会が原則として何らかの対抗措置を講じることを基本方針としています。

なお、事業報告に記載すべき会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項については、第181回定時株主総会招集ご通知に係る株主総会参考書類42頁から58頁（第6号議案）に記載されている内容となりますので、そちらをご参照下さい。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成23年11月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流 動 資 産	58,940	流 動 負 債	30,615
現金及び預金	10,138	支払手形及び買掛金	10,247
受取手形及び売掛金	22,188	短期借入金	11,880
有価証券	503	1年以内に償還予定社債	249
商品及び製品	14,208	未払法人税等	1,273
仕掛品	6,360	その他	6,963
原材料及び貯蔵品	2,404	固 定 負 債	13,135
繰延税金資産	1,341	社 債	212
その他	1,944	長期借入金	690
貸倒引当金	△149	繰延税金負債	883
固 定 資 産	52,452	退職給付引当金	3,238
有 形 固 定 資 産	33,905	役員退職慰労引当金	70
建物及び構築物	22,513	長期預り敷金・保証金	7,492
機械装置及び運搬具	3,386	資産除去債務	332
土地	7,330	その他	214
建設仮勘定	122	負 債 合 計	43,750
その他	552	[純資産の部]	
無 形 固 定 資 産	489	株 主 資 本	67,037
のれん	138	資 本 金	6,465
その他	350	資 本 剩 余 金	4,544
投 資 其 他 の 資 産	18,057	利 益 剩 余 金	63,542
投資有価証券	11,253	自 己 株 式	△7,514
長期貸付金	329	其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△248
破産更生債権等	48	その他有価証券評価差額金	112
長期前払費用	221	繰延ヘッジ損益	6
前払年金費用	4,554	為替換算調整勘定	△367
繰延税金資産	422	少 数 株 主 持 分	853
その他	1,291	純 資 産 合 計	67,642
貸倒引当金	△63	負 債 及 び 純 資 産 合 計	111,392
資 産 合 計	111,392		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連 結 損 益 計 算 書

(平成22年12月1日から
平成23年11月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		87,659
売 上 原 価		66,485
売 上 総 利 益		21,174
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		16,118
営 業 利 益		5,056
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	333	
そ の 他	372	706
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	225	
そ の 他	593	819
特 別 常 利 益		4,942
特 別 利 益		
関 係 会 社 出 資 金 売 却 益	470	
負 の の れ ん 発 生 益	1	472
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	54	
減 損 損 失	28	
事 業 構 造 改 善 費 用	292	
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	200	
災 害 に よ る 損 失	63	
退 職 給 付 制 度 改 定 損	125	764
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,650
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,666	
法 人 税 等 調 整 額	△213	1,453
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		3,196
少 数 株 主 利 益		93
当 期 純 利 益		3,102

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結株主資本等変動計算書

(平成22年12月1日から
平成23年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成22年11月30日残高	6,465	4,543	61,776	△5,361	67,424
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△1,406	-	△1,406
当期純利益	-	-	3,102	-	3,102
自己株式の取得	-	-	-	△2,153	△2,153
自己株式の処分	-	0	-	1	1
連結子会社の増加による増加	-	-	68	-	68
連結会計年度中の変動額合計	-	0	1,765	△2,152	△387
平成23年11月30日残高	6,465	4,544	63,542	△7,514	67,037

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				少数株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	その他の包括利益累計 額 合 計		
平成22年11月30日残高	1,115	16	△340	791	782	68,998
連結会計年度中の変動額						
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	△1,002	△9	△27	△1,039	71	-
連結会計年度中の変動額合計	△1,002	△9	△27	△1,039	71	△1,355
平成23年11月30日残高	112	6	△367	△248	853	67,642

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

貸 借 対 照 表

(平成23年11月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流 動 資 産	35,191	流 動 負 債	14,655
現金及び預金	3,471	支払手形	378
受取手形	1,483	買掛金	1,914
売掛金	9,908	短期借入金	4,794
有価証券	503	未払金	1,840
商品及び製品	5,341	未払費用	1,233
仕掛品	3,907	未払法人税等	719
材料及び貯蔵品	975	預り金	2,612
繰延税金資産	481	その他	1,161
短期貸付	7,530	固 定 負 債	10,622
前渡金	11	長期借入金	671
前払費用	41	繰延税金負債	743
その他の引当金	1,548	退職給付引当金	1,751
	△12	長期預り敷金・保証金	7,039
固 定 資 産	49,311	資産除去債務	305
有形固定資産	25,557	その他	109
建物	17,733	負 債 合 計	25,277
構築物	1,864	〔純資産の部〕	
機械及び装置	1,551	株 主 資 本	59,158
車両運搬具	6	資本金	6,465
工具器具及び備品	186	資本剰余金	5,104
土地	4,197	資本準備金	5,064
建設仮勘定	19	その他資本剰余金	39
無 形 固 定 資 産	131	自己株式処分差益	39
ソフトウェア	100	利 益 剰 余 金	55,102
その他	31	利益準備金	1,616
投資その他の資産	23,621	その他利益剰余金	53,485
投資有価証券	10,265	損失補填準備積立金	680
関係会社株	5,387	配当引当積立金	930
出資	11	従業員退職給与基金	1,466
関係会社出資	1,646	圧縮記帳積立金	1,863
長期貸付	1,205	別途積立金	37,950
破産更生債権等	1,060	繰越利益剰余金	10,596
長期前払費用	51	自 己 株 式	△7,514
前払年金費用	4,554	評価・換算差額等	67
その他の引当金	502	その他有価証券評価差額金	55
	△1,063	繰延ヘッジ損益	12
資 産 合 計	84,502	純 資 産 合 計	59,225
		負債及び純資産合計	84,502

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

損 益 計 算 書

(平成22年12月1日から
平成23年11月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高 価	33,221
売 上 原 価	25,251
売 上 総 利 益	7,969
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,930
営 業 利 益	3,038
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,167
そ の 他	167
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	104
そ の 他	386
経 常 利 益	3,883
特 別 利 益	
関 係 会 社 出 資 金 売 却 益	472
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	25
関 係 会 社 株 式 評 価 損	132
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	48
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	359
事 業 構 造 改 善 費 用	17
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	175
災 害 に よ る 損 失	63
子 会 社 へ の 事 業 移 管 に 伴 う 移 管 金 額	142
税 引 前 当 期 純 利 益	965
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	936
法 人 税 等 調 整 額	44
当 期 純 利 益	3,390
	2,409

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(平成22年12月1日から
平成23年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金			
		資本準備金	その他 資本剰余金		資本剰余金 合計
			自己株式処分差益		
平成22年11月30日残高	6,465	5,064	39	5,104	
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	
当期純利益	-	-	-	-	
自己株式の取得	-	-	-	-	
自己株式の処分	-	-	0	0	
積立金の取崩	-	-	-	-	
事業年度中の変動額合計	-	-	0	0	
平成23年11月30日残高	6,465	5,064	39	5,104	

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
		損失補填 準備積立金	配当引当 積立金	従業員退職 給与基金	圧縮記帳 積立金
平成22年11月30日残高	1,616	680	930	1,466	1,926
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-
積立金の取崩	-	-	-	-	△63
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△63
平成23年11月30日残高	1,616	680	930	1,466	1,863

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成22年11月30日残高	37,950	9,529	54,098	△5,361	60,307
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	△1,406	△1,406	-	△1,406
当期純利益	-	2,409	2,409	-	2,409
自己株式の取得	-	-	-	△2,153	△2,153
自己株式の処分	-	-	-	1	1
積立金の取崩	-	63	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	1,066	1,003	△2,152	△1,149
平成23年11月30日残高	37,950	10,596	55,102	△7,514	59,158

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	
平成22年11月30日残高	1,111	26	1,137	61,445
事業年度中の変動額				
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)	△1,056	△14	△1,070	-
事業年度中の変動額合計	△1,056	△14	△1,070	△2,219
平成23年11月30日残高	55	12	67	59,225

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年1月12日

日本毛織株式会社
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 公認会計士 宮本 富雄 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 洲崎 篤史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本毛織株式会社の平成22年12月1日から平成23年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本毛織株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年1月12日

日本毛織株式会社
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 公認会計士 宮本 富雄 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 洲崎 篤史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本毛織株式会社の平成22年12月1日から平成23年11月30日までの第181期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年12月1日から平成23年11月30日までの第181期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針・職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針・職務の分担等に従い、取締役・内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び大阪監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について毎月報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人大阪監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人大阪監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年 1月12日

日本毛織株式会社 監査役会

常勤監査役 松村 博 昭 ㊟

常勤監査役 犬伏 康 郎 ㊟

社外監査役 大江 眞 幸 ㊟

社外監査役 荒尾 幸 三 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、一貫して株主様の利益を最も重要な課題のひとつと考え、経営にあたっております。期末配当につきましては、株主様のご期待に応えるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円（総額759,111,070円）といたします。

（注）中間配当を含めた当事業年度年間配当は、1株につき金18円（総額1,375,251,022円）となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成24年2月27日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

企業の社会的責任ならびに将来の不動産有効活用策を含む新たなビジネスへの進出等を目的として、現行定款第2条に定める事業目的を追加するものであります。なお、当該事業領域において新規に事業を行う場合には、事前に当社取締役会における審議・決定を経た上で実行いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (21) <条文省略></p> <p><新 設></p> <p><新 設></p> <p><u>(22)</u> <条文省略></p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (21) <現行どおり></p> <p>(22) <u>太陽光・風力・地熱等再生可能エネルギーによる発電事業およびその管理・運営並びに電気の供給・販売に関する業務</u></p> <p>(23) <u>再生可能エネルギー関連システム並びに機器の製造・施工・販売</u></p> <p><u>(24)</u> <現行どおり></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、任期途中に逝去により退任した降井利光氏を除き、取締役全員（7名）が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	※ まつむらひろあき 松村博昭 (昭和20年5月9日生)	昭和43年4月 当社入社 平成9年2月 当社取締役ユニフォーム第1部長 平成11年9月 当社取締役ユニフォーム事業本部 副本部長 平成15年2月 当社取締役ユニフォーム事業本部 長 平成16年2月 当社常務取締役 繊維営業管掌（マーケティング委員 長、国際事業委員長）、ユニフ ォーム事業本部長 平成18年2月 当社取締役、常務執行役員 繊維営業管掌（マーケティング委員 長、国際事業委員長）、インテ リア資材事業本部長 平成19年2月 当社取締役、常務執行役員 衣料繊維事業管掌（マーケティング 委員長、国際事業委員長）、生 活産業資材事業本部長 平成20年2月 当社常勤監査役（現任）	47,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	さとうみつよし 佐藤光由 (昭和23年6月8日生)	昭和46年4月 当社入社 平成15年2月 当社取締役紡績事業本部製造部長 兼一宮工場長 平成16年2月 当社取締役経営企画室長 平成18年2月 当社取締役、執行役員 経営企画室長 平成19年2月 当社取締役、常務執行役員 製造技術管掌（技術統括委員長、 地球環境委員長）、東京支社長 平成20年2月 当社取締役、常務執行役員 資材・エンジニアリング事業管掌、 製造技術担当、東京支社長 平成20年12月 当社取締役、常務執行役員 研究開発センター長兼経営戦略セ ンター長 平成21年12月 当社取締役社長、社長執行役員 （現任）	57,000株
3	せのさぶろう 瀬野三郎 (昭和24年1月18日生)	昭和48年4月 当社入社 平成19年2月 当社執行役員 グッドライフ事業本部長 平成20年2月 当社取締役、常務執行役員 財務・経営企画担当、グッドライ フ事業本部長 平成20年12月 当社取締役、常務執行役員 開発事業本部長兼本店長 平成21年12月 当社取締役、常務執行役員 社長補佐、経営戦略センター長兼 経営企画室長 平成23年2月 当社取締役、常務執行役員 社長補佐、第1経営戦略センター 長兼経営企画室長（現任）	47,000株

候補者 番号	ふり がな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
4	ふじ わら のり 藤 原 典 (昭和25年7月18日生)	昭和48年4月 当社入社 平成15年12月 当社インテリア資材事業本部イン テリアカンパニー事業部長兼印南 工場副工場長 平成17年2月 当社インテリア資材事業本部副本 部長 平成18年2月 アンビック株式会社取締役製造本 部長 平成20年2月 当社執行役員生活産業資材事業本 部長 平成20年12月 当社執行役員資材事業部事業部長 平成23年2月 当社取締役、常務執行役員 資材事業本部長兼インテリアカン パニー長兼エンジニアリング事業 部事業部長兼管理部長（現任）	27,000株
5	※ はさ ま みつる 迫 間 満 (昭和31年11月8日生)	昭和55年4月 当社入社 平成15年2月 当社スクールユニフォーム部長 平成18年2月 当社執行役員ユニフォーム事業本 部長兼スクールユニフォーム部長 平成20年12月 当社執行役員衣料繊維事業本部副 本部長兼販売第1部長 平成23年2月 当社執行役員衣料繊維事業本部長 （現任）	28,000株
6	ささ べ しょう ご 雀 部 昌 吾 (昭和4年7月3日生)	昭和27年3月 阪東調帯護謨株式会社（現バンド ー化学株式会社）入社 昭和49年5月 バンドー化学株式会社取締役 昭和63年6月 同社取締役社長 平成10年6月 同社取締役会長 平成18年6月 同社相談役 学校法人神戸薬科大学理事長 （現任） 平成19年2月 当社社外監査役 平成19年6月 コナミ株式会社社外監査役 平成21年2月 当社社外取締役（現任） 平成21年8月 バンドー化学株式会社特別顧問 （現任） （重要な兼職の状況） バンドー化学株式会社特別顧問 学校法人神戸薬科大学理事長	10,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	たけむら おさむ 竹村 治 (昭和14年12月7日生)	昭和38年4月 大阪商船株式会社入社 平成5年3月 関西汽船株式会社専務取締役 平成6年6月 株式会社商船三井取締役 平成9年6月 九州急行フェリー株式会社取締役社長 平成13年6月 第一中央汽船株式会社取締役社長 平成16年6月 同社相談役 平成21年2月 当社社外監査役 平成23年2月 当社社外取締役(現任)	一株
8	みやたけ けんじろう 宮武 健次郎 (昭和13年2月16日生)	昭和36年3月 大日本製菓株式会社入社 平成7年6月 同社専務取締役 平成11年6月 同社代表取締役社長 平成17年10月 大日本住友製菓株式会社代表取締役社長 平成20年6月 同社代表取締役会長 平成23年2月 当社社外取締役(現任) 平成23年6月 大日本住友製菓株式会社相談役(現任) (重要な兼職の状況) 大日本住友製菓株式会社相談役	一株

- (注) 1. ※の候補者は新任候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 雀部昌吾氏、竹村治氏および宮武健次郎氏は、社外取締役の要件を満たした社外取締役候補者であり、雀部昌吾氏および竹村治氏は、東京証券取引所および大阪証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由について
- ①雀部昌吾氏については、他の会社の経営経験があり、独立的な立場から取締役会の監督を引き続き行っていたため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会の終結の時をもって3年となります。
- ②竹村治氏については、他の会社の経営経験があり、独立的な立場から取締役会の監督を引き続き行っていたため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会の終結の時をもって1年となります。
- ③宮武健次郎氏については、他の会社の経営経験があり、独立的な立場から取締役会の監督を引き続き行っていたため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会の終結の時をもって1年となります。
5. 社外取締役候補者の独立性について
- ①社外取締役候補者各氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
- ②社外取締役候補者各氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ③社外取締役候補者各氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

④社外取締役候補者各氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

6. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役候補者各氏との間で、責任限定契約を締結しております。

なお、各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 松村博昭氏、大江眞幸氏および荒尾幸三氏が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	※ くり はら のぶ くに 栗原信邦 (昭和25年5月16日生)	昭和48年4月 当社入社 平成15年2月 当社総務部長兼人事グループ長 平成18年2月 株式会社ナカヒロ取締役社長 平成20年2月 当社取締役、常務執行役員 衣料繊維事業管掌、企画開発・マーケティング・総務・人事担当 平成20年12月 当社取締役、常務執行役員 衣料繊維事業本部長 平成23年2月 当社取締役、常務執行役員 第2経営戦略センター長兼人財戦略室長(現任)	42,000株
2	おお え まさ き 大江眞幸 (昭和16年12月3日生)	昭和39年3月 日本生命保険相互会社入社 平成3年7月 同社常勤監査役 平成9年5月 大阪商業信用組合理事長 平成16年6月 新星和不動産株式会社取締役社長 平成20年2月 当社社外監査役(現任)	一株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	あら お こう ぞう 荒尾 幸三 (昭和21年1月20日生)	昭和46年7月 弁護士登録 中筋義一法律事務所（現中之島中央法律事務所）入所（現任） 平成22年6月 南海電気鉄道株式会社社外監査役（現任） 平成23年2月 当社社外監査役（現任） 平成23年6月 株式会社日本触媒社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士（中之島中央法律事務所） 南海電気鉄道株式会社社外監査役 株式会社日本触媒社外監査役	5,000株

- (注) 1. ※の候補者は新任候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 大江眞幸氏および荒尾幸三氏は、社外監査役の要件を満たした社外監査役候補者であり、大江眞幸氏は、東京証券取引所および大阪証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
4. 社外監査役候補者の選任理由について
- ①大江眞幸氏については、他の会社の経営経験および監査役としての経験があり、独立的な立場からの確かな監査を引き続き行っていただきたいため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
- ②荒尾幸三氏については、法律に精通した弁護士としての経験を通じて、独立的な立場からの確かな監査を引き続き行っていただきたいため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。また、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
5. 社外監査役候補者の独立性について
- ①社外監査役候補者両氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
- ②社外監査役候補者両氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ③社外監査役候補者両氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ④社外監査役候補者両氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
6. 社外監査役との責任限定契約について
- 当社は、社外監査役候補者両氏との間で、責任限定契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 補欠監査役1名予選の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、補欠監査役の予選の効力は、次期定時株主総会の開始の時までの間となります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
なか せ まもる 中瀬 守 (昭和23年10月20日生)	昭和55年4月 公認会計士登録 昭和56年5月 公認会計士 中瀬守 事務所開業（現任） 平成3年6月 株式会社シーエスマネジメント設立 代表取締役就任（現任） 平成17年6月 株式会社ワオ・コーポレーション社外監査役（現任） 平成22年9月 誠光監査法人代表社員（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社シーエスマネジメント代表取締役 誠光監査法人代表社員 株式会社ワオ・コーポレーション社外監査役	一株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中瀬守氏は、社外監査役の要件を満たした補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由について
中瀬守氏は、公認会計士としての経験を通じて、独立的な立場からの確な監査を行っていたため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 法令に定める監査役の員数を欠き、中瀬守氏が社外監査役として就任した場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続導入の件

当社は平成21年2月26日開催の第178回定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「旧プラン」といいます。）につき、株主の皆様のご承認をいただきました。その後も当社は「株式会社の支配に関する基本方針」に則り、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、旧プランのあり方につき引き続き検討を重ねてまいりました。そして平成24年1月13日開催の取締役会において、旧プランを修正した新たな「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を決定いたしました。つきましては、本プランの継続導入をお願いいたしたいと存じます。

なお、本プランの合理性・公正さを確保するための措置として、当社社外取締役、当社社外監査役を中心に構成された「特別委員会」を設置し、特別委員会委員を選任する予定です。

本プランの内容は以下のとおりであります。

1. 本プラン導入の目的

(1) 当社グループの企業価値について

当社は1896年の創業以来、永年にわたって培った当社独自の技術力・企画開発力を基盤に、ウールをはじめとする繊維の総合メーカーとして、環境にやさしい天然素材の素晴らしさを世の中に送り続けてまいりました。今日、その生産の拠点は海外にまで広がり、素材のみではなく最終商品まで手がけるファッションメーカーとして、創造性溢れる企業活動を進めております。繊維事業においては、羊毛を主原料としたユニフォームや紳士服・婦人服用の生地およびこれらの原料となる糸のみならず、カーペット、寝装具などのインテリア資材、更には家電、OA機器や自動車などの部品にも使用されている産業用資材の開発・生産にも取り組んでおります。

このような「衣料繊維事業」や「資材事業」にとどまらず、さまざまな分野においてお客様に満足いただける商品やサービスの提供を目指し、「エンジニアリング事業」、「開発事業」、「コミュニティサービス事業」、「生活流通事業」にも進出し複合的に事業を展開しております。共通の経営理念・経営方針で統一された6つの事業領域全てを「本業」と位置づけ、更なる成長発展を目指しております。当社グループ会社も40社となり、その業容と規模は大きく広がってまいりました。

このような創業からの継続的な取り組みの積み重ねこそが、当社の企業価値の源泉となっております。

今後も急速な外部環境の変化に機敏に対応すべく“人と地球に「やさしく、あったかい」企業グループとして、わたしたちは情熱と誇りをもってチャレンジして行きます。”を経営理念として事業を着実に遂行していくことが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に繋がるものと確信しております。

(2) 持続的企業価値向上に資する取り組みについて

当社グループは、株主様から選任された取締役を中心に、持続的企業価値の向上のために以下のような取り組みを実施してまいりました。

① 「NN120第1次（2009～2011）中期経営計画」の遂行

当社グループは創立120年の節目となる2016年に向けた「ニックグループ中長期ビジョン（NN120ビジョン）」に掲げられた目指す方向とあるべき企業像を具体化させるべく「NN120第1次（2009～2011）中期経営計画」を策定し、大幅な組織改正を行い6つの事業領域全てを「本業」と位置づけました。

当中期計画の実施期間においてはリーマンショックや東日本大震災の影響もあり厳しい状況が続きましたが、6事業領域・全方位で、限定せず、内向きにならず、外に向かうという方針を掲げ、生産性向上を最優先課題として成長発展を目指してまいりました。

② コーポレートガバナンスへの取り組み

これまで当社は「監査役設置会社」の形態を維持しておりますが、経営環境の変化により将来に向けて適切な対処が必要なことから、常に株主利益の立場に立ち「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」を構築することを企業統治の主眼としております。そうした観点により、2001年に取締役会議長を代表権のない取締役とし、2003年には取締役の任期を1年に短縮いたしました。更には2004年よりアドバイザリーボードを設置し、指名・報酬に関わる業務を確立するとともに、社外の識者からの経営監視ならびに経営アドバイスを取り入れる仕組みを導入しております。また、2006年には執行役員制度の導入、社外取締役の招聘を行い、2007年には買収防衛策の合理性・公正さを確保するため、特別委員会を設置いたしました。2010年からは証券取引所が指定を義務付ける独立役員を現在3名選任しております。

今後も企業の透明性と経営の効率性を高めるとともに社会全体から高い信頼を得ることができるよう、コーポレートガバナンスの強化充実に努めてまいります。

③ 社会的責任への取り組み

企業が持続的に成長し発展していくためには「誠実な経営」であることと、コンプライアンスレベルを超えて「倫理的に行動すること」であることが不可欠であると考えております。当社グループは、百有余年の伝統や企業理念にあるように、公正な競争を通じ利潤を追求することで社会に貢献していくことから、当然に倫理・法令遵守を前提としておりますが、倫理観に裏打ちされた事業経営を更に推進し企業倫理体制の更なる強化を図るために、2004年12月に企業倫理委員会（現 リスク管理委員会）を設置し、「企業倫理規範」および「企業行動基準」を制定しました。また「内部統制システム構築の基本方針」を定め、内部統制システムの構築に努めるとともに、社会経済情勢等の変化に対応するため管理体制の継続的な改善と向上を図っております。

全社員が法と社会規範を常に遵守し企業市民としての責任を果たすとともに、自由な発想が生まれ、生かされる企業風土のもと、これからも高い企業倫理を維持していくことが企業使命であると考えております。

④環境への取り組み

当社グループは「地球環境の保全」を企業経営における重要課題の一つと位置づけております。1993年には「地球環境委員会」を設け、研究開発から製造、技術、販売、物流に至るすべての企業活動において環境保全への取り組みを進め、2007年までに当社の製造事業所全てと7つのグループ会社において、環境管理システムの国際規格である「ISO14001」を認証取得しました。また、CO₂削減を目指すべく、2007年度～2008年度の環境保全中期計画では、「省エネルギー・温暖化防止」「省資源・リサイクル促進」「環境汚染防止」をテーマとして環境保全に取り組んでまいりました。今後も引き続き持続可能な社会の実現に向けて貢献してまいります。

⑤株主還元策

当社グループは一貫して株主の利益を重要な課題の一つと考え経営にあたっており、配当につきましては、30年以上にわたり無配・減配することなく実施し、今後とも利益水準に応じて持続的に配当水準を引き上げていく方針です。当社グループのビジネスモデルにもあるように、品質、量、価格の面においても長期安定的なサプライヤーになることで、安定的な収益をあげ、株主の皆様にも利益還元ができるものと考えます。今後とも、株主の皆様にご当社株式を継続的に安心して保有していただけるよう努めてまいります。

今後、「ニッケグループ中長期ビジョン（NN120ビジョン）」に掲げられた目指す方向とあべき企業像を具体化させ、引き続き持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

(3) 本プラン導入の必要性

大規模買付者による買付行為の是非は株主の皆様にご判断いただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であるとともに、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような見解を有しているのか等の情報が開示されることも有用であると考えております。そのためには、大規模買付者からの情報提供、当社取締役会が必要に応じて大規模買付者と交渉・協議を行う機会、そして当社取締役会が善管注意義務に基づき適切な検討・判断を行う熟慮期間を十分に確保することが必要であると考えております。しかし、このような大規模買付行為に対しては、事前の対応方針を備えていない限り当社取締役会が株主共同の利益を向上させる適切な措置を講じることは困難を極めることが予想されます。

上記趣旨を踏まえまして、あらかじめ以下のとおり当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を策定・開示し、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールに則った買付行為を行うよう求めることといたしました。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合は原則として対抗措置の発動は行いません。しかし、ルールを遵守しない場合、あるいは遵守した場合であっても当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうことが明白であると判断されるような場合には、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを第一次的な目的として、例外的に当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することを検討いたします。

このように客観的かつ合理的な一定のルールをあらかじめ定め、ルールに従った大規模買付行為を求めることは、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するものと認識しております。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から大規模買付を行う旨の通達、打診、提案を受けているわけではない旨を申し添えます。

2. 本プランの対象となる大規模買付

以下の①または②に該当する買付がなされた場合、本プランにおける大規模買付となります。

- ①当社が発行する株券等※1 について保有者※2 の株券等保有割合※3 が20%以上となる買付
- ②当社が発行する株券等※4 について、公開買付※5 に係る株券等所有割合※6 およびその特別関係者※7 の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

※1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下同じ。

※2 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じ。

※3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下に同じ。

※4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下に同じ。

※5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下に同じ。

※6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下に同じ。

※7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。以下に同じ。

3. 大規模買付ルールの内容

この大規模買付ルールは、大規模買付者より提供された必要かつ十分な情報に基づき当社取締役会において当該買付行為に対する評価検討がなされ、かつ大規模買付者ならびに当社取締役会により株主の皆様に対して必要かつ十分な情報が公表・説明された後に、大規模買付者が当該買付行為を開始する、というものです。

具体的には以下のとおりとなります。

(1) 「意向表明書」の提出

当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、大規模買付者が大規模買付行為を行うおとする場合には、まず、当社取締役会宛に以下の内容を記載した「意向表明書」を提出していただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先
- ②大規模買付行為の概要
- ③大規模買付者が現に保有する当社株券等の数および今後取得予定の当社株券等の概要
- ④大規模買付ルールを遵守する旨の誓約

(2) 十分な情報の提供

当社取締役会は、株主の皆様への判断および当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただくため、前記の「意向表明書」の受領後5営業日以内に、大規模買付者に対し「大規模買付情報」の提供を要請します。当初提出していただくべき大規模買付情報の項目は下記①～⑥のとおりですが、事案の性質上、項目として不足していると考えられる場合には、回答に必要な期限（60日を上限とします。）を定めた上で大規模買付者に追加的に情報を提供するように要求することがあります。この場合、大規模買付者には、指定した期限までに追加情報を再提出していただきます。

なお、大規模買付者情報の提供完了の事実については当社取締役会より株主の皆様へ公表いたします。また、大規模買付情報の内容は、当社取締役会が株主の皆様への判断のために必要であると認める場合には、その全部または一部を公表いたします。

- ①大規模買付者およびそのグループの概要、資本構成、財務内容、経歴、属性、過去の大規模買付行為および結果、コーポレートガバナンス・CSRへの取組み状況
- ②大規模買付行為の目的、方法および内容
- ③大規模買付行為に際しての第三者との間における意思決定の有無および意思連絡が存する場合にはその内容
- ④買付対価の算定根拠の概要
- ⑤大規模買付者に対する買付資金の提供者の名称、資本構成、財務内容
- ⑥大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針・経営理念、事業計画の概略

(3) 当社取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供がなされた後、評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のため下記の期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定し、この間当該買収提案が株主共同の利益に適うか否かにつき第一次的判断を行います。取締役会評価期間は下記の期間を設定し、開始日については株主の皆様へ公表いたします。

- ①対価を現金（円貨）のみとする当社全株式の買付の場合には60日間を上限とします。
- ②上記以外の大規模買付行為の場合は90日間を上限とします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家および有識者等の助言を得ながら提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、見解をとりまとめたくうえで株主の皆様へ公表します。また、買収条件の改善により当該買収提案が株主共同の利益に資するものとなる可能性がある場合には、大規模買付者との間で買収条件の改善について交渉し、当社取締役会より株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、株主の皆様が当該買付提案の是非を判断できるよう、取締役会の評価等について、できるだけ事実に基づき、株主の皆様に対して説明いたします。

大規模買付行為は、当該取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合（取締役会評価期間中に大規模買付行為が行われる場合、当社取締役会が大規模買付情報の内容が不十分であると判断する場合を含みます。）には、当社取締役会は、その責任において、企業価値および株主共同の利益の維持・向上を目的として、新株予約権の無償割当て、その他法令および当社定款が取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を決議します。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てをする場合の要項は、後述【ご参考1】「新株予約権無償割当ての概要について」に記載のとおりですが、新株予約権の行使期間、行使条件等の内容については、対抗措置としての効果を勘案して変更することがあります。

②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置の発動を行いません。しかし、当該大規模買付が以下の（i）～（v）の類型に該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復しがたい損害をもたらすものと認められる場合には、当社取締役会は、対抗措置を発動する決議をすることがあります。その決議に先立ち、当社取締役会は、その判断の合理性および公正性を担保するために、特別委員会に対し対抗措置を講じることの是非について諮問します。特別委員会は、当社取締役会から必要情報をすみやかに受領したうえ、取締役会評価期間内に、当該大規模買付が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものであるか否かについて十分検討します。そのうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動・不発動の勧告を行うものとします。

なお、特別委員会において下記（i）～（v）の類型に該当するか否かの実質判断について株主の皆様のご意思を確認する必要があると判断した場合、その他特別委員会が必要と認める場合は、当社取締役会に対して、対抗措置の内容およびその発動の賛否に関し、株主の皆様のご意思を確認すべき旨を勧告するものとします。

- （i）真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- （ii）当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社株券等の買収を行っているとは判断される場合
- （iii）当社の経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買収を行っているとは判断される場合
- （iv）当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合

(v) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう）など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

※ (iii)、(iv)については、「当社の資産を買収者の担保とすること」や「当社の遊休資産を処分し、その処分利益をもって高配当させることが予定されている」などそれのみでは当該買収が株主共同の利益を侵害するとまでは言い難い場合は除くものとします。

※ (v)については、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではありません。

特別委員会は、原則委員全員出席のもとで対抗措置発動の勧告内容について最終的な決定を行うものとします。また、特別委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようなされることを確保するために、特別委員会は、適宜必要に応じ当社の費用負担により、当社取締役会が助言を受けた者とは異なる外部専門家および有識者の助言を受けることができるものとします。

(5) 株主意思の確認

特別委員会が、株主の意思を確認すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、当社取締役会は、原則として株主意思確認総会における株主投票または書面投票のいずれかを選択して実施するものとします。なお、株主意思確認総会は、原則として最長60日間の期間を設定し当該期間中に開催いたしますが、定時株主総会または臨時株主総会と併せて開催する場合があります。

株主意思の確認を行う場合またはその確認を行う可能性がある場合には、当社取締役会は、すみやかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使できる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。

投票基準日は、関係法令および株主確定に必要な日数から導き出せる最も早い日とし、投票基準日設定の公告は投票基準日の2週間前までに行うものとします。当社取締役会は、株主意思の確認を行う方法について決定し、決定内容をすみやかに情報開示いたします。株主意思確認総会または書面投票における投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準ずるものとします。

当社取締役会は、株主意思確認総会または書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項についてすみやかに情報開示を行います。

(6) 取締役会の決議

当社取締役会は、善管注意義務に従い、その責任により特別委員会からの勧告、株主意思確認総会または書面投票の決定を最大限尊重し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点からすみやかに対抗措置を発動するか否かを決議します。発動を決議した場合には、当社取締役

会が別途定める日において対抗措置を発動することになります。なお、発動に際しては当社より当該大規模買付者に対して経済的対価の交付は行いません。当該大規模買付者は、株主の多数の支持を得られなかった場合に、当該買収を撤回・中止する時間が残っていること等によって、対抗措置の発動による持株比率の希釈化を回避することができます。

当社取締役会は、対抗措置の発動・不発動を決議した場合には、当社取締役会が適切と判断する事項についてすみやかに情報開示を行います。

(7) 対抗措置の発動の中止

当社取締役会は、大規模買付者が買付を撤回した場合、もしくは対抗措置発動の勧告を判断した際の前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置発動を実施することが相当でなくなった場合において、対抗措置の発動の中止を決議することができます。また、特別委員会は、大規模買付者が買付を撤回した場合、もしくは対抗措置発動の勧告を判断した際の前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置発動を実施することが相当でなくなった場合において、当社取締役会に対し対抗措置の発動を中止するよう勧告できるものとします。当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動を中止するか否かを決議します。

対抗措置の発動の中止を決議した場合、すみやかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

対抗措置の中止が決定された場合には以下の手続きとなります。

- ①新株予約権の無償割当てが決議され、新株予約権の無償割当て日前日までに中止が決定された場合には、新株予約権の割当てを中止します。
- ②新株予約権の無償割当て実施後、新株予約権の行使期間開始日前日までに中止が決定された場合には、新株予約権者に当社株式を交付することなく、当社による本新株予約権の無償取得を行います。

4. 本プランの合理性・公正性を確保するための措置

(1) 「買収防衛策に関する指針」、「買収防衛策の在り方」に十分配慮していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」および、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容に十分配慮したものとっております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、必要な情報や期間を確保し、あるいは当社取締役会が代替案を提示したり買付者と交渉すること等を可能にすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるという目的をもって導入されるものです。したがって、本プランの目的に反して、株主の利益を向上させる買収を阻害する等、経営陣の保身を図ることを目的として本プランが利用されることはございません。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは平成24年2月開催予定の当社定時株主総会において、株主の皆様により導入の決議がなされた場合に発効いたします。なお本プランの有効期間を3年間とするサンセット条項を付しておりますが、その期間内に本プランを廃止する旨の株主総会決議、取締役会決議がされた場合には、本プランはその時点で廃止されます。当社取締役の任期は1年ですので、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意思を反映することが可能となります。このように、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても発動を阻止できない買収防衛策）若しくはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではなく、本プランの導入および廃止には株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 恣意的な対抗措置発動の防止

当社は、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行うため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役から構成された特別委員会を設置します。特別委員会の判断については、株主の皆様に適宜情報開示を行います。また、本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されております。このように、本プランは、当社取締役会による恣意的な発動を防止し、透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

5. 株主および投資家の皆様にご与える影響等

(1) 本プランの発効時に株主の皆様にご与える影響

本プランの発効時点においては、対抗措置（新株予約権の無償割当て）自体は行われません。したがって、本プラン発効時に株主および投資家の有する当社株式にかかる法的な権利および経済的利益に対して直接具体的な影響が生じることはございません。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が具体的な対抗措置の発動を決議した場合には、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途設定する割当て期日における株主の皆様に対し、保有する株式1株につき1個の割合で新株予約権が無償にて割当てられます。そして、当社が、当社取締役会が定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を新株予約権者に交付いたします。これにより大規模買付者以外の株主の皆様は、無償にて当社による本新株予約権取得の対価として当社株式を受領するため、株主の皆様は保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、対抗措置の発動が決議され本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主様が確定した後の権利落ち日以降、本新株予約権の割当て期日までに生じた事由（大規模買付者の買付行為の撤回による対抗措置の中止または発動の停止等）により、当社が新株予約権の割当てを中止する場合がございます。また、本新株予約権無償割当て実施後に生じた事由により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権者に当社株式を交付することなく、当社が全ての本新株予約権を無償で取得する場合がございます。

この場合、1株あたり株式の価値の希釈化は生じないこととなりますので、希釈化を前提に売買を行うとする株主・投資家の皆様は、株価の変動に十分ご注意ください。

(3) 新株予約権の無償割当てに伴い株主の皆様に必要な手続き

①株主名簿への記録または記載

当社取締役会において、新株予約権無償割当て決議をした場合には、当社取締役会が別途定める割当て期日における最終の株主名簿に記録または記載された株主に新株予約権が無償にて割当てられますので、株主名簿への記録または記載が未了の株主の皆様におかれましては、すみやかに株主名簿への記録等の手続きを行っていただく必要があります。

②新株予約権の割当て手続き

割当て期日における最終の株主名簿に記録または記載された株主の皆様は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

③当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間であればいつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

この際、当社の本新株予約権の取得と引き換えに、当社株式を本新株予約権者に交付することがあります。この場合、取得の対象となる本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく本新株予約権1個あたり原則として当社株式1株の交付を受けることとなります。

上記のほか、当社による本新株予約権の取得の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたします。

6. 本プランの有効期間、廃止および変更

(1) 本プランの有効期間

有効期間は、平成27年2月に開催予定の当社定時株主総会終結までの3年間とします。

(2) 本プランの廃止、修正および変更

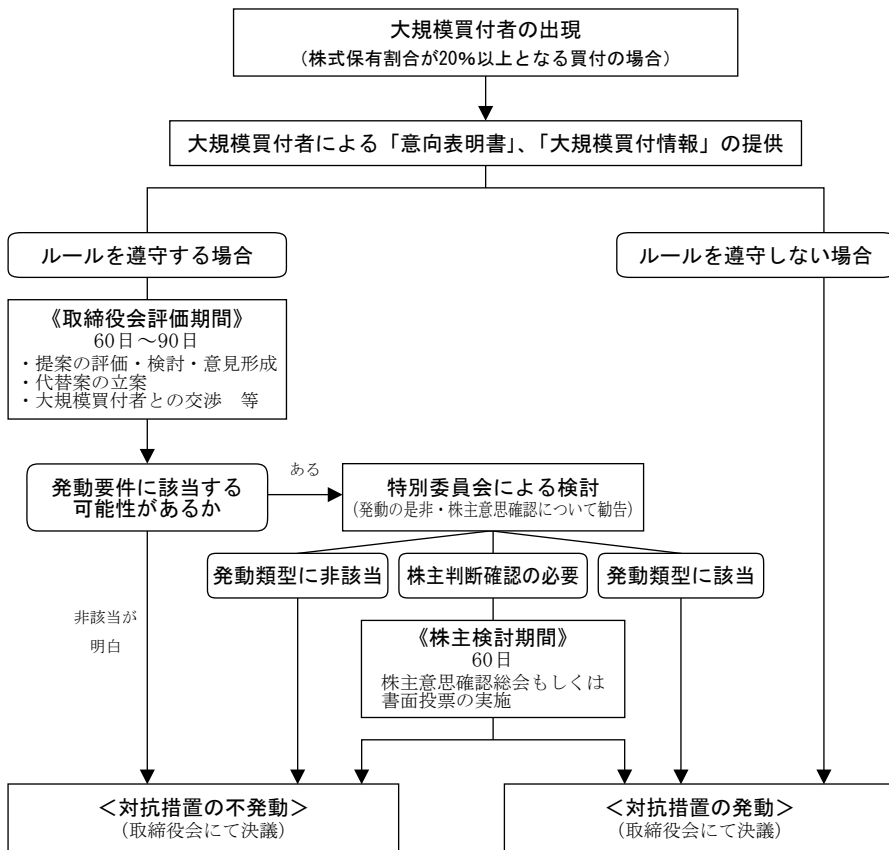
当社の定時株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合もしくは当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、本プランの有効期間中であっても本プランは廃止となります。

また、当社取締役会は、関係諸法令の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例の変更等により本プランの基本的な部分に変更・見直し等が必要な場合は、用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え運用いたしますが、株主総会の承認の趣旨の範囲で特別委員会の承認を得たうえで、本プランを変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について情報開示を行います。

以 上

【大規模買付ルール フロー図】



【ご注意】

上記フローチャートはあくまで本プランの概要を分かりやすく説明するための参考資料として作成されたものであり、本プランの詳細内容については、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」本文をご覧ください。

【ご参考 1】 新株予約権無償割当ての概要について

1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において、当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 本新株予約権の割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権を無償にて割当てます。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は1株とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、必要な調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は1円以上かつ時価の半値を上限とした当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

6. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①から④までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継したもの、または、⑥これら①から⑤までに該当する者の関連者（これら①から⑥までの者を総称して「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができません。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

※1 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。

※2 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会が認めた者を含む。）。

- ※3 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。
- ※4 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- ※5 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会が認めた者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。

7. 当社による本新株予約権の無償取得

5. の規定に関わらず、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社は、行使期間開始日の前日までの間であればいつでも、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、非適格者以外の全ての新株予約権を無償にて取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につきその対価として1株の当社普通株式を交付することができるものとします。

本新株予約権の取得条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

9. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

【ご参考2】 特別委員会について

1. 特別委員会は、当社株主総会において「大規模買付行為に関する対応方針」が決議されることを条件として、当社取締役会の決議により設置されます。
2. 特別委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している
 - ①当社社外取締役
 - ②当社社外監査役
 - ③社外有識者

のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任します。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならず、また別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければなりません。
3. 特別委員会委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでありません。また、社外取締役または社外監査役であった特別委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとします。
4. 特別委員会は以下の事項について判断し、当社取締役会に対し勧告を行うものとします。なお、判断においては、当社企業価値ならびに株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的とはなりません。
 - ①対抗措置発動の実施または不実施
 - ②株主意思確認総会または書面投票の実施
 - ③対抗措置発動の中止
 - ④本プランの廃止または変更（但し、変更については、本対応方針に反しない範囲、または、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る。）
 - ⑤その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
5. 上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載されている事項を行うことができるものとします。
 - ①本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ②買付者等及び当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④買付者等との交渉・協議
 - ⑤代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑥評価・意見の公表
 - ⑦その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑧当社取締役会において別途特別委員会が行うことができると定めた事項

6. 特別委員会は、大規模買付情報が提出された場合、当社の取締役会に対して、特別委員会が定める所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができます。
7. 特別委員会は、必要があれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、買付者等に対し、買付内容等の改善を申し入れることができます。
8. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができます。
9. 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができます。
10. 特別委員会の委員は、買付等がなされた場合に限らず、いつでも特別委員会を招集することができます。
11. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その出席委員の過半数をもってこれを行うことができます。

以 上

<特別委員会委員候補者の略歴>

氏名 雀部 昌吾（昭和4年7月3日生）

略歴 昭和27年3月 阪東調帯護謨株式会社（現バンドー化学株式会社）入社
昭和49年5月 バンドー化学株式会社取締役
昭和63年6月 同社取締役社長
平成10年6月 同社取締役会長
平成18年6月 同社相談役
学校法人神戸薬科大学理事長（現任）
平成19年2月 当社社外監査役
平成19年6月 コナミ株式会社社外監査役
平成21年2月 当社社外取締役（現任）
平成21年8月 バンドー化学株式会社特別顧問（現任）

氏名 大江 眞幸（昭和16年12月3日生）

略歴 昭和39年3月 日本生命保険相互会社入社
平成3年7月 同社常勤監査役
平成9年5月 大阪商業信用組合理事長
平成16年6月 新星和不動産株式会社取締役社長
平成20年2月 当社社外監査役（現任）

氏名 竹村 治（昭和14年12月7日生）

略歴 昭和38年4月 大阪商船株式会社入社
平成5年3月 関西汽船株式会社専務取締役
平成6年6月 株式会社商船三井取締役
平成9年6月 九州急行フェリー株式会社取締役社長
平成13年6月 第一中央汽船株式会社取締役社長
平成16年6月 同社相談役
平成21年2月 当社社外監査役
平成23年2月 当社社外取締役（現任）

※上記特別委員会委員候補者はいずれも会社法に定める社外取締役、社外監査役の要件を満たしており、また、上記特別委員会委員候補者と当社との間には、顧客、取引先、その他（委託、融資、保証、顧問契約を含む）、特別な利害関係はありません。

【ご参考3】 当社株式の状況（平成23年11月30日現在）

1. 発行可能株式総数 192,796,000株
2. 発行済株式の総数 88,478,858株（自己株式12,567,751株を含む）
3. 株主数 9,252名
4. 大株主（上位10名）

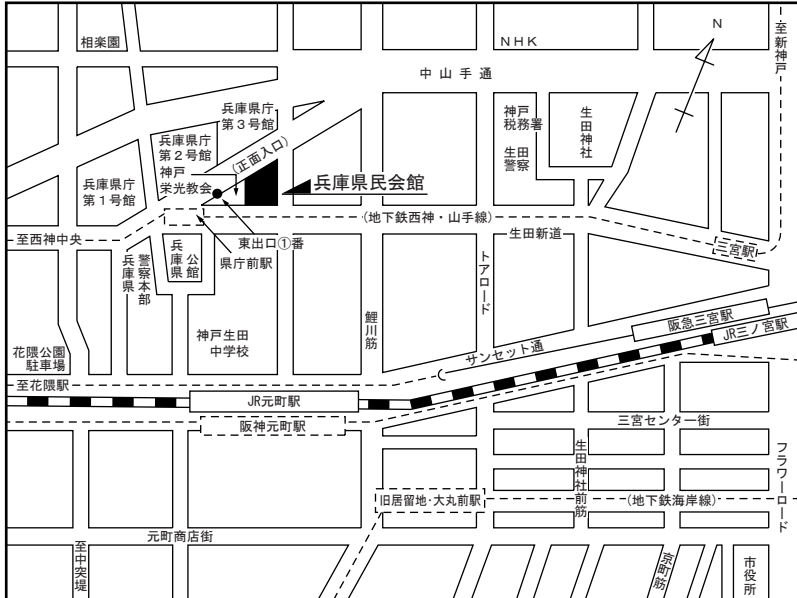
株主名	持株数 (千株)	出資比率 (%)
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	7,144	8.07
株式会社三井住友銀行	3,876	4.38
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,728	4.21
株式会社みずほコーポレート銀行	3,728	4.21
日清紡ホールディングス株式会社	2,763	3.12
日本生命保険相互会社	2,183	2.46
帝人株式会社	2,105	2.37
株式会社竹中工務店	2,000	2.26
株式会社損害保険ジャパン	1,690	1.91
ニッケ従業員持株会	1,665	1.88

当社の保有する自己株式12,567千株（14.20%）は上記の表に記載しておりません。

以上

MEMO

株主総会会場のご案内



会 場 神戸市中央区下山手通四丁目16番3号

兵庫県民会館 11階ホール

最寄駅 地下鉄西神・山手線県庁前駅より 徒歩で約2分（東出口①番）

JR元町駅、阪神元町駅より 徒歩で約7分

JR三ノ宮駅、阪急三宮駅より 徒歩で約15分



地球環境に配慮し、再生紙と植物油インキ
を使用してあります